

国際協力銀行法施行令第十四条第一項の規定に基づき国際協力銀行債券の発行に係る基本方針の提出日を定める件

制定 平成十一年九月三十日経済企画庁・大蔵省告示第一号

改正 平成十二年十二月二十七日経済企画庁告示第一号

国際協力銀行法施行令第十四条第一項に規定する財務大臣の定める日は、毎事業年度開始の前日（国際協力銀行の最初の事業年度においては、国際協力銀行の設立の日）とする。